

農地法第3条申請書 添付書類

☆ 受付期間

毎月12日～18日(最終日が土日、祝祭日にあたる場合はその前日)です。

☆ 申請書

1. 許可申請書 (様式第1-1)
申請書には、必ず捨て印を押して下さい

☆ 添付書類(申請日前3ヵ月以内に発行されたもの)《原本で申請》

1. 申請農地の登記事項証明書(全部事項証明書) ※法務局発行
2. 申請農地の公図の写し ※法務局発行
3. 申請農地の位置を示す図面 (住宅地図等)
4. 代理人による申請の場合
- ・委任状
5. 一括贈与の場合
- ・名寄証明書 ※税務課発行
6. 申請人が大子町以外の場合
- ・耕作証明書 所有する農地がある農業委員会が発行するもの
 - ・通作経路図 (自宅から耕作地までの経路について明確に表示)
 - ・住民票
7. 法人が申請する場合
- (1) 共通
 - ・登記事項証明書(全部事項証明書)
 - ・定款または寄付行為の写し
 - (2) 農地所有適格法人の場合
 - ・農地所有適格法人としての事業等の状況
 - ・組合員名簿, 株主名簿または社員名簿のいずれか
 - (3) (2)以外の法人
 - ・農地所有適格法人以外の法人等々の事業等の状況
8. その他
- (1) 既に権利設定されている農地について
 - ・賃貸借等の権利設定がなされている農地は、解約手続きを行わない限り、新たな申請をすることができません。
 - (2) 未相続農地の許可申請の場合
 - ① 相続してから許可申請をする
 - ② 未相続のまま許可申請をする
 - ・相続人全員が記名押印又は自署する。
 - ・相続人代表者が被相続人・相続人代表者氏名を記名押印又は自署し、他の相続人全員の同意書を添付する。
 - ア 相続関係図 イ 戸(除)籍謄本
 - ウ 遺産分割協議書又は相続放棄申述受理謄本
 - (3) 未成年者が申請する場合は、親権を証する戸籍抄本